

新型コロナウイルス感染症に関する皆さまへのお願い

在インド日本国大使館
令和4年5月4日

1 インドの感染状況

- インド全体の1日あたりの新規陽性者数は、昨年5月7日付インド保健省の公表では41.4万件を超えるなど過去最大規模の感染状況（陽性率は20%超え）にありましたが、その後減少に転じ、12月中下旬には、1万件を下回る日（陽性率は1%未満）が続いていました。12月末に増加傾向に再び転じ、新規陽性者数は約35万件（1月21日付）、陽性率も約21%（同24日付）まで上昇しましたが、その後は減少が続き、4月上旬には約1千件（3日間平均陽性率0.2%）の水準に改善しました。
- 一方、4月中旬以降、新規陽性者数は少しずつ上昇しており、足元では3千件程度となっています（陽性率は1%未満）。これは主にデリー近郊の感染増が影響しているものです。

2 医療提供体制

- 新型コロナウイルスに対応する当地の医療提供体制に関して、在留邦人の多くが居住する大都市部における医療機関に確認したところ、引き続き病床に余裕があり、安定した状況が続いています。
- 入院した場合、日本の専門医療機関において行われている新型コロナウイルス感染治療のガイドラインに沿った医療と同様の治療を受けることは必ずしも期待できない点には留意する必要があります。

3 皆さまへのお願い

(1) 基本的な考え方

- インド全土では陽性率が1%を下回っているなど全体としては落ち着いているものの、デリー近郊を中心に感染増も見られるなど、引き続き感染リスクは一定程度存在することに留意が必要です。4月以降、特にデリー近郊での邦人の感染事例が増加しています。
- インド内務省は3月22日、災害管理法に基づく各種封じ込め措置等の根拠通知を廃止しました。しかし、デリー準州やハリヤナ州グルグラム等で公共の空間でのマスク着用を再度義務化するなど、地域によっては引き締めに向けた動きもみられます。
- 引き続き、大使館、総領事館からの領事メールや各州政府の発表等をご参照の上、行動に留意願います。

- なお、日本政府は、各種状況等を総合的に勘案した上で4月1日、インドを含む106か国について、感染症危険情報をレベル3の「渡航中止勧告」からレベル2の「不要不急の渡航はやめてください」に変更しました。
- また、日本への入国に際し必要となるPCR検査証明書は、厚生労働省により定められた有効な検体、検査方法等が記載された証明書のみが有効と取り扱われますのでご留意の上、以下の厚生労働省HPを十分ご確認ください。

【厚生労働省HP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

- 現在、指定ワクチン（ファイザー製、アストラゼネカ製（コビシールドを含む）、モデルナ製、ジョンソン・エンド・ジョンソン製、コバクシン、ノババックス製（コボバックスを含む）のいずれか）の1回目・2回目接種に加えてモデルナ製、ファイザー製又はノババックス製（コボバックスを含む）による3回目接種を受けた方がインドから入国する場合、書式等の諸条件を満たせば、入国後の待機が不要となります。条件の詳細は以下の厚生労働省HPを十分にご確認ください。

【厚生労働省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/content/000903660.pdf>

- ワクチンに関しては、昨年、インド保健省中央医薬品基準管理機構（CDSCO）はSerum Institute of India社のコビシールド、Bharat Biotech社のコバクシンの2つのワクチンにつき、緊急事態下での制限付き使用を承認しました。
現在では上記2種のほか、7種（スプートニクV、モデルナ社製ワクチン、ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチン、Zydus Cadila社製ワクチン、Biological E社のコルベバックス及びSerum Institute of India社のコボバックス、スプートニクライト）が緊急承認されています。ただし、市場に流通しているものは、コビシールド、コバクシン、スプートニクV、コルベバックスに現時点では限られています。
（5月4日午前7時時点保健省公表：少なくとも1回接種は10億260万95人、2回接種は8億6,350万9,346人、3回接種は2,869万1,762人）
- インド国内における外国人（日本人含む）の接種に関しては、昨年4月1日以降、インド人と同様に年齢要件を満たせば接種対象となっています。他方、ワクチン接種によって副反応や有害事象が起きた場合の補償については確認されていない点や、有害事象データの公表が十分に行われていない点には十分に注意する必要があります。
また、ワクチン接種会場ではソーシャルディスタンスの確保等に十分留意願います。
- インド保健省は、ワクチン接種に関する対象拡大を随時発表し、
 - ① 本年1月3日以降、15歳から18歳までの者に対するワクチン接種（選択肢はコバクシンのみ）を開始、
 - ② 1月10日以降、医療従事者や前線労働者、既往症があり医師の助言を受けた60歳

以上の者への「Precaution dose」（2回の新型コロナワクチン接種者に対する3回目接種。ただし、対象者の優先順位付けは2回目接種から39週間以上経過していることに基づく）を開始、

- ③ 3月16日以降、12歳から14歳までの者に対するワクチン接種（選択肢はコルベバックスのみ）を開始、
 - ④ 3月16日以降、全ての60歳以上の者への「Precaution dose」を開始、
 - ⑤ 4月10日以降、全ての18歳以上の者への「Precaution dose」を開始しました。
- これらの措置についても、外国人（日本人含む）も同様に対象となります。

- 引き続きマスクの着用、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、頻繁な手指の消毒など、予防措置を徹底していただくようお願いします。運転手等の使用人からの感染が疑われる例も少なくありません。ご自身が使用人や運転手の濃厚接触者にならないためにできる限りの対策を講じることも重要です。

引き続き、随時大使館から提供している情報や、以下の「感染予防」、「感染が疑われる場合の実効性のある対応手順の確認」の徹底をお願いします。なお、ワクチンは臨床試験等のデータから発症予防や重症化予防に効果があることが分かっていますが、それは必ず感染を予防できるということではないとされています。ワクチンを接種しても油断することなく、日頃の感染対策に十分注意することが必要です。

(2) 感染予防

- 上記のような展開を踏まえ、これまで以上に、皆さま一人一人が可能な限りの予防策に努めていただくようお願いします。企業におかれては、感染防止対策の駐在員等への徹底をお願いします。邦人同士の集まりの場でも十分な注意が必要です。

<予防策の例>

- ・ 会社等での打ち合わせや会議も可能な場合はオンラインを活用する等、他者との接触機会を減らす工夫をする。
 - ・ マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保、手洗いを徹底する。
 - ・ いわゆる3密「密集・密接・密閉」の回避を心がける。
 - ・ 会社ではインド人スタッフも含めた社員の健康状況の確認や、予防策を周知徹底する。
 - ・ 私生活での運転手やメイドに対しても、健康状況の確認や、予防策を周知徹底する。
- これまでに邦人の感染が確認された例では、全く症状がなかったもののたまたま検査を受けたところ陽性が確認されたという事例が複数報告されています。これによりクラスターの可能性が拭いきれなかったことから、事務所等が一定期間の閉鎖に追い込まれたところもあります。普段から、職場内に無症候感染者がいるかもしれないという前提で、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの常時着用を含め、職場内での感染対策を十分行っておくことが必要です。

(3) 感染が疑われる場合の実効性のある対応手順の確認

- 前述のとおり、インド国内においても、これまでに多くの邦人が検査の結果陽性と判断されています。感染予防策のみならず、感染が疑われる場合の個々人の判断や対

応が、その後のクラスター形成防止や周囲の社会への感染拡大防止につながることに、併せて十分留意していただくようお願いします。

- 感染が疑われる状況を検知した場合には、
 - ① まず、本人は、自身の判断のみによらず、会社の上司や同僚、産業医やかかりつけ医、感染症専門医や呼吸器専門医などに極力早期に相談していただくようお願いします。
 - ② 次に、企業等であれば、体調の異変を察知した瞬間に、その方及びその同居者等を自宅待機としていただくとともに、過去数日の行動を確認し、濃厚接触者がいれば同じく自宅待機を求める等の対応を行ってください。
- 「多少の体調の異変」であっても「早期に報告する」ことを通じて、万一の場合にも周囲への影響を最小限にすることを考え、行動していただくようお願いします。

<参考>

なお、新型コロナウイルスは様々な症状を呈する病気です。熱、咳、鼻水・鼻づまり等の風邪症状や味覚・嗅覚の障害だけでなく、倦怠感、咽頭痛、下痢、頭痛、筋肉痛や関節痛などの痛み、腹痛、結膜炎、皮膚の発疹など、あらゆる症状に留意していただく必要があります。

- また、邦人の感染事例でも、職場のインド人スタッフから感染したと思われる事例も多く発生しています。インド人スタッフ本人はもちろんのこと、その家族等同居者に体調不良があった場合も報告してもらい適切に対応する必要があります。
- 最後に、症状が悪化した場合に備えて、あらかじめ、
 - ① 医療機関のかかり方や入院が必要な場合の手続等（医療機関の受診サポートサービスや仲介サービスを行う事業者の利用手順、実際にかかる医療機関の連絡窓口等）について、日頃から確認して万全を期していただくとともに、
 - ② 症状不安や治療方針に関する相談等、必要な場合に日本の医師（産業医やかかりつけ医、専門医等）に相談できる体制の確立に努めていただくようお願いします。
- 在留邦人の皆さまにおかれましては、今一度、感染予防や、感染が疑われる場合の実効性のある対応手順をご確認いただくとともに、それぞれの健康に十分ご留意いただくようお願いいたします。

（了）